

令和8年度

岩見沢市水道水質検査計画

岩見沢市水道部

はじめに

岩見沢市は桂沢浄水場（桂沢水道企業団、所在地：三笠市西桂沢）より、水道水の送水を受け（購入）需要者に供給しております。

その供給にあたっては、現在及び将来の需要者に対し安心して飲用できる水道水を安定的に供給する使命から、水道水の水質に関する規定が定められています。

平成16年4月1日に施行された水道法施行規則第15条第6項において、水道事業者に水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定することが定められ、同規則第17条の5の規定により、この水質検査計画を需要者に情報提供することが規定されています。

このたび策定した水質検査計画においては、水道法第4条で定める基準に関する環境省令（水質基準に関する省令）に規定する52項目の水質検査を予定しております。

今後も、水道水に対する需要者の安心を深めるため、関係する自治体等との十分な連携を図りながら水道技術管理者以下、関係職員が一体となってこの水質検査計画を推進してまいります。

目次

1	基本方針	3
2	水道事業の概要	3
3	水道水の状況	4
4	採水地点	4
5	水質検査方法	7
6	検査結果の評価と見直し	8
7	水質検査計画及び検査結果の公表	8
8	水質検査の精度と信頼性の確保	9
9	関係機関との連携	9
10	水質管理目標設定項目の検査	9
11	原水の水質検査	9
【資料Ⅰ】	採水地点箇所図	11
【資料Ⅱ】	法令に基づく水質検査の水質基準表	12
【資料Ⅲ】	水質基準項目等の検査における検査の回数、省略等	14
【資料Ⅳ】	水質検査計画一覧表（採水地点別）	16

1 基本方針

(1) 採水地点（【資料Ⅰ】P11）

法令等で定められた水質基準が適用される給水栓（蛇口）において採水します。また、それに加えて配水池においても採水します。

(2) 検査項目（【資料Ⅱ】P12）

法令等で定められた水質基準項目とします。

(3) 検査頻度（【資料Ⅲ】P14）

給水栓（蛇口）及び主要配水池においては、法令等で定められた頻度を基にして水質基準項目の検査を実施します。また、全ての採水地点において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査を1日1回実施します。

(4) 検査方法

水質基準項目については、桂沢水道企業団に水質検査を委託します。

2 水道事業の概要

給水区域	栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の全域を除く区域並びに上志文町、宝水町、朝日町、清水町、奈良町、毛陽町、北村豊正、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町及び栗沢町万字錦町の一部の地域を除く区域並びに月形町雁里地区の全域及び美唄市西美唄大曲地区の一部の区域
給水人口	73,513人（令和7年3月末）
普及率	99.9%（令和7年3月末）
1日平均配水量	24,507m ³ （令和6年度）
1人1日平均配水量	332L（令和6年度）
水源の名称	桂沢ダム（石狩川水系幾春別川）
浄水場の名称	桂沢浄水場（三笠市西桂沢）

3 水道水の状況

(1) 水道水の水質概況

岩見沢市の水道水は、飲用が可能な状態で桂沢水道企業団から送水を受け、需要者に供給しています。法令等で定められていた水質基準項目（令和7年度末時点で51項目）については、基準値を大幅に下回っているため、安全で良質な水であるといえます。なお、令和8年度からは、水質基準項目としてペルフルオロ（オクタン---スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）を追加し、水質管理の強化を図ります。

(2) 水質管理上注意すべき項目

水源である桂沢ダム内の藻類が水温上昇等により大量発生することがあります。こうした時の水道水は、藻類の成分による影響を受け、希にカビ臭さを感じることがあります。臭気は個人差により感じる人と感じない人がおり、可能な限り良好な水質を保つよう努めます。

気温と水温の差が大きくなる夏場になると水が白く濁ることがあります。コップなどの容器に水を汲み、しばらく放置すると下の方から徐々に透明になる場合は、水道水の中に溶け込んでいた空気が出てきたものなので、安全性には問題はございません。

4 採水地点

（【資料Ⅰ】P11、【資料Ⅱ】P12）

(1) 給水栓（蛇口）

採水地点			系統	検査項目
A	北村栄町	北村農業集落排水施設	第一配水池系統	水質基準 色、濁り、残留塩素
B	幌向町	幌向北終末処理場	第二配水池系統	
C	栗沢町北斗	（民家）	由良配水池系統	
D	朝日町	（民家）	美流渡配水池系統	
E	毛陽町	メープルロッジ	万字配水池系統	
F	北村豊正	（民家）	第一配水池系統	

(2) 配水池

採水地点			系統	検査項目
1	宝水町	第一配水池	第一配水池系統	水質基準 色、濁り、残留塩素
2	日の出町	第二配水池	第二配水池系統	
3	栗沢町由良	由良配水池	由良配水池系統	色、濁り、残留塩素
4	栗沢町最上	最上配水池		
5	栗沢町最上	福祉村配水池		
6	栗沢町美流渡西町	美流渡配水池	美流渡配水池系統	
7	栗沢町美流渡若葉町	上美流渡配水池		
8	栗沢町万字寿町	万字配水池	万字配水池系統	

第一配水池



第二配水池



由良配水池



最上配水池



福祉村配水池



美流渡配水池



上美流渡配水池



万字配水池



5 水質検査方法

(1) 水質基準

桂沢水道企業団に水質検査を委託します。当該委託の内容は下記のとおりです。

① 検査項目と検査頻度

水道法及び水質基準に関する省令に基づき、別紙(【資料Ⅱ】P12)のとおりとします。

ア 病原微生物の汚染を疑わせる指標や pH 値及び濁度等、水の基本的な性状に関する 10項目については、月1回実施します。

イ 検査頻度を緩和することが不可能な消毒副生成物 12項目については、年4回実施します。

ウ 水源の藻類の影響に関する2項目については、藻類の発生が多くなる概ね7月から10月の間で月1回とします。

エ 過去の検査結果から省略することや検査頻度を緩和することが可能な検査項目のうち、過去3年間の検査結果で最高値が基準値の5分の1を超えたことがある5項目については、省略や検査頻度を緩和せずに法令等で定められた年4回検査します。

オ その他、過去の検査結果から省略することや検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質が安定して良質であることを確認するため、年1回以上検査を実施します。

② 試料の採取及び運搬方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号。)に従って、水道部職員が試料を採取し、クーラーボックス等に入れ、破損防止の措置を施して、桂沢水道企業団まで運搬します。

③ 臨時検査の取扱い

ア 臨時検査は、給水栓水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合に実施します。

- a) 浄水場から水質汚染事故の発生や、水質汚染の可能性等の連絡があったとき。
- b) 配水管の大規模な工事、その他配水池等の水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- c) その他特に必要があると認められるとき。

イ 臨時の水質検査は、水質異常に応じた項目について検査することとし、原因が究明され給水栓水の安全が確認されるまで、継続的に実施します。

④ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料の確認等を行います。

(2) 色、濁り及び消毒の残留効果

色、濁り及び消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回実施します。

6 検査結果の評価と見直し

検査ごとに水質基準値及び過去の最大値や平均値と比較し、通常と異なる検査結果の場合は原因究明を行い、必要な対応をとります。

また、次年度の水質検査計画における検査項目・検査頻度設定等に反映し、見直します。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、市役所情報公開コーナー（市役所本庁舎3階、栗沢支所、北村支所、有明交流プラザ）、水道部水道課窓口で閲覧できます。

また、本市水道部ホームページでもご覧になれます。

ご意見・ご要望につきましては、ファクシミリ・電話にてお寄せください。

（平日 午前8時45分～午後5時30分まで）

閲覧場所等		所在地等
岩見沢市役所 本庁舎	3階情報公開コーナー	鳩が丘1丁目1番1号
	2階水道部水道課	
岩見沢市役所 栗沢支所	情報公開コーナー	栗沢町東本町21番地
岩見沢市役所 北村支所	情報公開コーナー	北村赤川593番地1
有明交流プラザ	情報公開コーナー	有明町南1番地1
岩見沢市水道部ホームページ	岩見沢市オフィシャルサイト>くらし・手続き>水道・下水道>水道>水道事業について>水質検査結果	

8 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目において、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保しています。また水質基準値の1/10付近の測定における変動係数（CV値）が、金属類で10%以下、微量有機物関連項目では20%以下となるように検査を行います。

水質検査の結果は、水道水の安全性を保證する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められるため、委託検査機関の先の精度管理結果を確認し、信頼性の確保に努めています。

9 関係機関との連携

当市は、水道水の安全性を確保していくため、北海道・河川管理者（国土交通省北海道開発局札幌開発建設部）・桂沢水道企業団及びその構成団体（三笠市・美唄市）と連絡調整を図ります。

また、桂沢水道企業団及びその構成団体（三笠市・美唄市）と水質検査データの共有化を図り、安全な水を供給するために水質保全に万全を期しています。

10 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目とは、水道水中での検出の可能性があるなど水質管理上留意すべき項目であり、検査をすることが望ましいとされている項目です。桂沢水道企業団が、その浄水及び原水について、水質管理目標設定項目の検査を実施しています。その結果は、桂沢水道企業団から報告を受けて、確認しています。

詳細は、桂沢水道企業団の水質検査計画及び水質試験結果をご覧ください。（※）

11 原水の水質検査

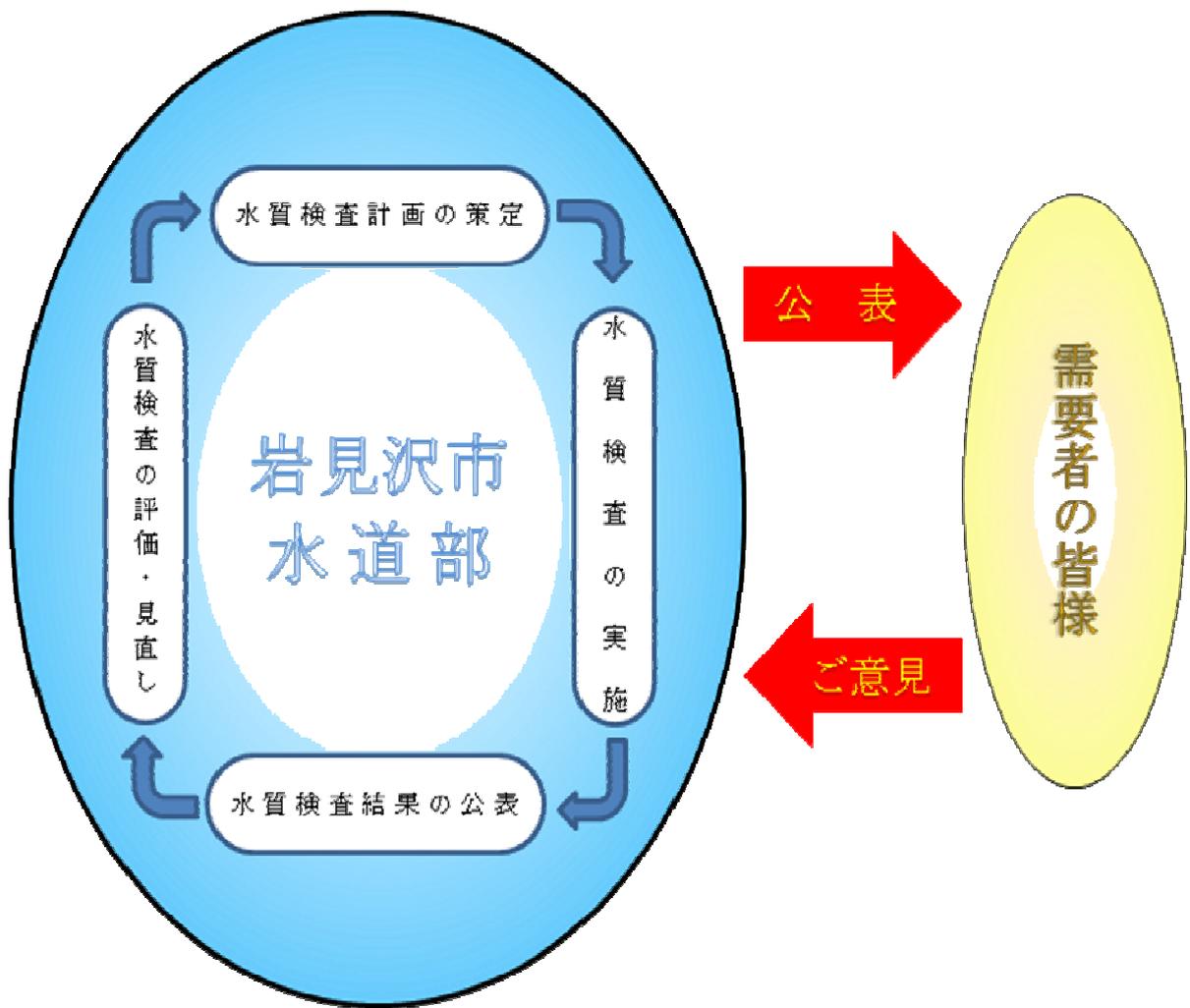
桂沢浄水場の原水については、桂沢水道企業団が水質検査を実施しています。その結果は桂沢水道企業団から報告を受けて、確認しています。

詳細は、桂沢水道企業団の水質検査計画及び水質試験結果をご覧ください。（※）

※ 桂沢水道企業団 水質検査計画・水質試験結果

桂沢水道企業団 web ページ(<http://www.katurazawa.jp/>)

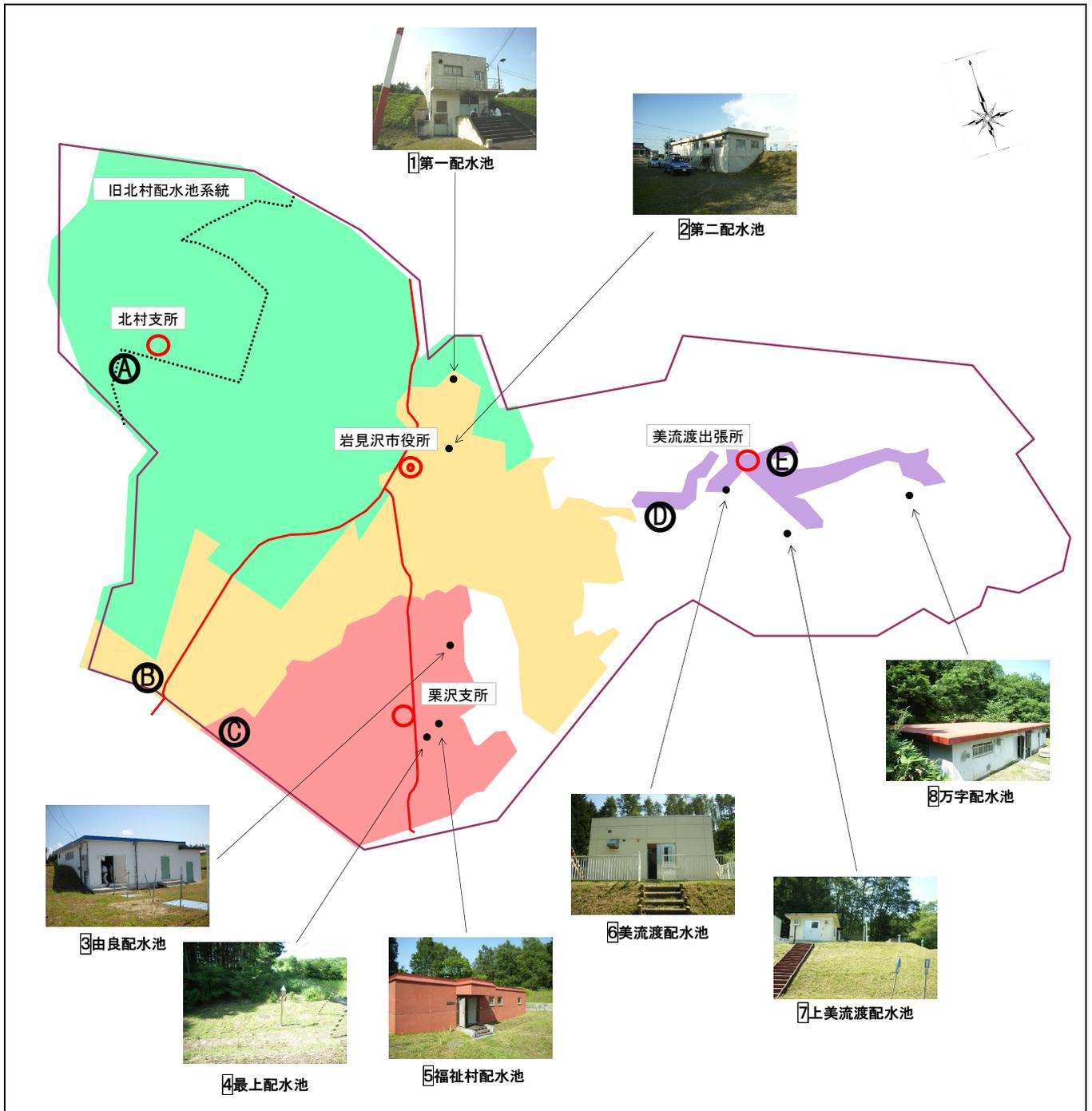
左側メニューの「水質情報」より、ご覧になれます。



岩見沢市水道部水道課	電話	0126-23-4111	内線 2543
	FAX	0126-22-1693	

採水地点箇所

【資料 I】



配水池系統		配水池		末端部給水栓	
	第一配水池系統	①	第一配水池（宝水町）	Ⓐ	北村農業集落排水施設
	第二配水池系統	②	第二配水池（日の出町）	Ⓑ	幌向北終末処理場（幌向町）
	由良配水池系統	③	由良配水池（栗沢町由良）	Ⓒ	栗沢町北斗
		④	最上配水池（栗沢町最上）		
		⑤	福祉村配水池（栗沢町最上）		
	美流渡・万字配水池系統	⑥	美流渡配水池（朝日町）	Ⓓ	朝日町
		⑦	上美流渡配水池（栗沢町美流渡若葉町）		
		⑧	万字配水池（毛陽町）	Ⓔ	毛陽町

法令に基づく水質検査の水質基準表

番号	項目名	水質基準値	分類
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	微生物
2	大腸菌	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	無機物質 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	無機物質
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
20	ペルフルオロ（オクタン---スル ホン酸）（別名PFOS）及びペルフル オロオクタン酸（別名PFOA）	合計値が50ng/L以下であること。	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	消毒副生成物
22	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	
27	臭素酸	0.01mg/L以下であること。	
28	総トリハロメタン（クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、プロモジク ロメタン及びプロモホルムのそ れぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下であること。	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	
31	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	

番号	項目名	水質基準値	分類
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	無機物質
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	
39	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	その他
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。	無機物質
41	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	その他
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	有機物質
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。	
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	その他
48	pH値	5.8以上8.6以下であること。	
49	味	異常でないこと。	
50	臭気	異常でないこと。	
51	色度	5度以下であること。	
52	濁度	2度以下であること。	
★	残留塩素（遊離残留塩素）	.	

★は衛生上必要な措置として、水道法第22条に関して定められた水道法施行規則第17条第1項第3号に規定されている。



水質基準項目等の検査における検査の回数、省略等

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否	
—	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可	
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可	
2	大腸菌					
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3の通り	
4	水銀及びその化合物					
5	セレン及びその化合物					
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り	
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 注1			注3の通り	
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り	
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可 注1			不可	
10	シアニドイオン及び塩化シアン	不可			不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 注1			注2のとおり	注3の通り
12	フッ素及びその化合物					注3の通り(海水を原水とする場合不可。)
13	ホウ素及びその化合物					
14	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えた事がなく、かつ原水及び水源並びにその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	
15	1,4-ジオキサン					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					
17	ジクロロメタン					
18	テトラクロロエチレン					
19	トリクロロエチレン					
20	ペルフルオロ(オクタン---スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	不可		注5のとおり		検査結果が基準値の5分の1(10ng/L)以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ2回目以降は省略する。
21	ベンゼン					
22	塩素酸			不可	不可	
23	クロロ酢酸					
24	クロロホルム					
25	ジクロロ酢酸					
26	ジブロモクロロメタン					
27	臭素酸				注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可	
29	トリクロロ酢酸					
30	ブロモジクロロメタン					
31	ブロモホルム					
32	ホルムアルデヒド					
33	亜鉛及びその化合物			注2のとおり	注4の通り	
34	アルミニウム及びその化合物					
35	鉄及びその化合物					
36	銅及びその化合物					
37	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 注1			注3の通り	

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
38	マンガン及びその化合物	不可			
39	塩化物イオン	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
40	加カルシウム・マグネシウム等（硬度）	一定の場合可	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
41	蒸発残留物	注1			
42	陰イオン界面活性剤				
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)		概ね1月に1回以上(左記の事項を算出する藻類の発生が少なく検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の2分の1を超えた事がなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合省略可。
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)				
45	非イオン界面活性剤	一定の場合可	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
46	フェノール類	注1			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
48	pH値				
49	味				
50	臭気				
51	色度				
52	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設または配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とし、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注5 当該事項についての検査結果が基準値の5分の1（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ2回目以降は省略可。

水質検査実施計画一覧表（第一配水池系統）

採水地点：第一配水池

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物				●									
4	水銀及びその化合物				●									
5	セレン及びその化合物				●									
6	鉛及びその化合物				●									
7	ヒ素及びその化合物				●									
8	六価クロム化合物				●									
9	亜硝酸態窒素	●			●			●			●			H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物				●									
13	ホウ素及びその化合物				●									
14	四塩化炭素				●									
15	1,4-ジオキサン				●									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	●			●			●			●			
17	ジクロロメタン				●									
18	テトラクロロエチレン				●									
19	トリクロロエチレン				●									
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）※1			●			●			●			●	R8/O6より追加
21	ベンゼン				●									
22	塩素酸	●			●			●			●			
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			
24	クロロホルム	●			●			●			●			
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			
26	ジブロモクロロメタン	●			●			●			●			
27	臭素酸	●			●			●			●			
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			
30	プロモジクロロメタン	●			●			●			●			
31	プロモホルム	●			●			●			●			
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			
33	亜鉛及びその化合物				●									
34	アルミニウム及びその化合物	●			●			●			●			
35	鉄及びその化合物	●			●			●			●			
36	銅及びその化合物				●									
37	ナトリウム及びその化合物				●									
38	マンガン及びその化合物				●									
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)				●									
41	蒸発残留物	●			●			●			●			
42	陰イオン界面活性剤				●									
43	ジェオスミン				●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤	●			●			●			●			
46	フェノール類				●									
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（第一配水池系統）

採水地点：給水栓（第一配水池系統：北村農業集落排水施設）

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物				●									
4	水銀及びその化合物				●									
5	セレン及びその化合物				●									
6	鉛及びその化合物				●									
7	ヒ素及びその化合物				●									
8	六価クロム化合物				●									
9	亜硝酸態窒素	●			●			●			●			H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物				●									
13	ホウ素及びその化合物				●									
14	四塩化炭素				●									
15	1,4-ジオキサン				●									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	●			●			●			●			
17	ジクロロメタン				●									
18	テトラクロロエチレン				●									
19	トリクロロエチレン				●									
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	ベンゼン				●									
22	塩素酸	●			●			●			●			
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			
24	クロロホルム	●			●			●			●			
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			
26	ジブロモクロロメタン	●			●			●			●			
27	臭素酸	●			●			●			●			
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			
30	プロモジクロロメタン	●			●			●			●			
31	プロモホルム	●			●			●			●			
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			
33	亜鉛及びその化合物				●									
34	アルミニウム及びその化合物	●			●			●			●			
35	鉄及びその化合物	●			●			●			●			
36	銅及びその化合物				●									
37	ナトリウム及びその化合物				●									
38	マンガン及びその化合物				●									
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)				●									
41	蒸発残留物	●			●			●			●			
42	陰イオン界面活性剤				●									
43	ジェオスミン				●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤	●			●			●			●			
46	フェノール類				●									
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（第二配水池系統）

採水地点：第二配水池

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物						●							
4	水銀及びその化合物						●							
5	セレン及びその化合物						●							
6	鉛及びその化合物						●							
7	ヒ素及びその化合物						●							
8	六価クロム化合物						●							
9	亜硝酸態窒素			●			●			●			●	H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物						●							
13	ホウ素及びその化合物						●							
14	四塩化炭素						●							
15	1,4-ジオキサン						●							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			●			●			●			●	
17	ジクロロメタン						●							
18	テトラクロロエチレン						●							
19	トリクロロエチレン						●							
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン 酸）（別名PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（別名PFOA）※1			●			●			●			●	R8/O6より追加
21	ベンゼン						●							
22	塩素酸			●			●			●			●	
23	クロロ酢酸			●			●			●			●	
24	クロロホルム			●			●			●			●	
25	ジクロロ酢酸			●			●			●			●	
26	ジブロモクロロメタン			●			●			●			●	
27	臭素酸			●			●			●			●	
28	総トリハロメタン			●			●			●			●	
29	トリクロロ酢酸			●			●			●			●	
30	ブロモジクロロメタン			●			●			●			●	
31	ブロモホルム			●			●			●			●	
32	ホルムアルデヒド			●			●			●			●	
33	亜鉛及びその化合物						●							
34	アルミニウム及びその化合物			●			●			●			●	
35	鉄及びその化合物			●			●			●			●	
36	銅及びその化合物						●							
37	ナトリウム及びその化合物						●							
38	マンガン及びその化合物						●							
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
41	蒸発残留物			●			●			●			●	
42	陰イオン界面活性剤						●							
43	ジェオスミン				●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤			●			●			●			●	
46	フェノール類						●							
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（第二配水池系統）

採水地点：給水栓（第二配水池系統：幌向北終末処理場）

番号	項目名	令和8年度(月)												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物							●							
4	水銀及びその化合物							●							
5	セレン及びその化合物							●							
6	鉛及びその化合物							●							
7	ヒ素及びその化合物							●							
8	六価クロム化合物							●							
9	亜硝酸態窒素			●				●		●				●	H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●				●		●				●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物							●							
13	ホウ素及びその化合物							●							
14	四塩化炭素							●							
15	1,4-ジオキサン							●							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			●				●		●				●	
17	ジクロロメタン							●							
18	テトラクロロエチレン							●							
19	トリクロロエチレン							●							
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン 酸）（別名PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（別名PFOA）※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	ベンゼン							●							
22	塩素酸			●				●		●				●	
23	クロロ酢酸			●				●		●				●	
24	クロロホルム			●				●		●				●	
25	ジクロロ酢酸			●				●		●				●	
26	ジブロモクロロメタン			●				●		●				●	
27	臭素酸			●				●		●				●	
28	総トリハロメタン			●				●		●				●	
29	トリクロロ酢酸			●				●		●				●	
30	ブロモジクロロメタン			●				●		●				●	
31	ブロモホルム			●				●		●				●	
32	ホルムアルデヒド			●				●		●				●	
33	亜鉛及びその化合物							●							
34	アルミニウム及びその化合物			●				●		●				●	
35	鉄及びその化合物			●				●		●				●	
36	銅及びその化合物							●							
37	ナトリウム及びその化合物							●							
38	マンガン及びその化合物							●							
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
41	蒸発残留物			●				●		●				●	
42	陰イオン界面活性剤							●							
43	ジェオスミン				●	●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●							
45	非イオン界面活性剤			●				●		●				●	
46	フェノール類							●							
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（由良配水池系統）

採水地点：栗沢町北斗給水栓

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物							●						
4	水銀及びその化合物							●						
5	セレン及びその化合物							●						
6	鉛及びその化合物							●						
7	ヒ素及びその化合物							●						
8	六価クロム化合物							●						
9	亜硝酸態窒素	●			●			●			●			H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物							●						
13	ホウ素及びその化合物							●						
14	四塩化炭素							●						
15	1,4-ジオキサン							●						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	●			●			●			●			
17	ジクロロメタン							●						
18	テトラクロロエチレン							●						
19	トリクロロエチレン							●						
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	ベンゼン							●						
22	塩素酸	●			●			●			●			
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			
24	クロロホルム	●			●			●			●			
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			
26	ジブロモクロロメタン	●			●			●			●			
27	臭素酸	●			●			●			●			
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			
30	プロモジクロロメタン	●			●			●			●			
31	プロモホルム	●			●			●			●			
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			
33	亜鉛及びその化合物							●						
34	アルミニウム及びその化合物	●			●			●			●			
35	鉄及びその化合物	●			●			●			●			
36	銅及びその化合物							●						
37	ナトリウム及びその化合物							●						
38	マンガン及びその化合物							●						
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)							●						
41	蒸発残留物	●			●			●			●			
42	陰イオン界面活性剤							●						
43	ジェオスミン				●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤	●			●			●			●			
46	フェノール類							●						
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（美流渡・万字配水池系統）

採水地点：朝日町給水栓、毛陽町給水栓（メープルロッジ）

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物			●										
4	水銀及びその化合物			●										
5	セレン及びその化合物			●										
6	鉛及びその化合物			●										
7	ヒ素及びその化合物			●										
8	六価クロム化合物			●										
9	亜硝酸態窒素			●				●		●			●	H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●				●		●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物			●										
13	ホウ素及びその化合物			●										
14	四塩化炭素			●										
15	1,4-ジオキサン			●										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			●				●		●			●	
17	ジクロロメタン			●										
18	テトラクロロエチレン			●										
19	トリクロロエチレン			●										
20	ペルフルオロ（オクタン---スルホン 酸）（別名PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（別名PFOA）※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	ベンゼン			●										
22	塩素酸			●				●		●			●	
23	クロロ酢酸			●				●		●			●	
24	クロロホルム			●				●		●			●	
25	ジクロロ酢酸			●				●		●			●	
26	ジブロモクロロメタン			●				●		●			●	
27	臭素酸			●				●		●			●	
28	総トリハロメタン			●				●		●			●	
29	トリクロロ酢酸			●				●		●			●	
30	ブロモジクロロメタン			●				●		●			●	
31	ブロモホルム			●				●		●			●	
32	ホルムアルデヒド			●				●		●			●	
33	亜鉛及びその化合物			●				●		●			●	
34	アルミニウム及びその化合物			●				●		●			●	
35	鉄及びその化合物			●				●		●			●	
36	銅及びその化合物			●				●		●			●	
37	ナトリウム及びその化合物			●				●		●			●	
38	マンガン及びその化合物			●				●		●			●	
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
41	蒸発残留物			●				●		●			●	
42	陰イオン界面活性剤			●										
43	ジェオスミン			●	●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール			●	●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤			●				●		●			●	
46	フェノール類			●				●		●			●	
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。

水質検査実施計画一覧表（第一配水池系統）

採水地点：北村豊正給水栓

番号	項目名	令和8年度(月)												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物					●								
4	水銀及びその化合物					●								
5	セレン及びその化合物					●								
6	鉛及びその化合物					●								
7	ヒ素及びその化合物					●								
8	六価クロム化合物					●								
9	亜硝酸態窒素		●			●			●			●		H26/O4より追加
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物					●								
13	ホウ素及びその化合物					●								
14	四塩化炭素					●								
15	1,4-ジオキサン					●								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		●			●			●			●		
17	ジクロロメタン					●								
18	テトラクロロエチレン					●								
19	トリクロロエチレン					●								
20	ペルフルオロ（オクタン-スルホン酸） （別名PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（別名PFOA）※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	ベンゼン					●								
22	塩素酸		●			●			●			●		
23	クロロ酢酸		●			●			●			●		
24	クロロホルム		●			●			●			●		
25	ジクロロ酢酸		●			●			●			●		
26	ジプロモクロロメタン		●			●			●			●		
27	臭素酸		●			●			●			●		
28	総トリハロメタン		●			●			●			●		
29	トリクロロ酢酸		●			●			●			●		
30	プロモジクロロメタン		●			●			●			●		
31	プロモホルム		●			●			●			●		
32	ホルムアルデヒド		●			●			●			●		
33	亜鉛及びその化合物					●								
34	アルミニウム及びその化合物		●			●			●			●		
35	鉄及びその化合物		●			●			●			●		
36	銅及びその化合物					●								
37	ナトリウム及びその化合物					●								
38	マンガン及びその化合物					●								
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	硬度(カルシウム、マグネシウム等)					●								
41	蒸発残留物		●			●			●			●		
42	陰イオン界面活性剤					●								
43	ジェオスミン				●	●	●	●						
44	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤		●			●			●			●		
46	フェノール類					●								
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1 6月の検査で基準値の1/5（10ng/L）以下かつ第一配水池及び第二配水池において、濃度の上昇がなければ9月以降は省略する。